

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第64回会議議事録

日 時	令和4年8月25日(木) 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	市庁舎18階なみき19会議室
出席者	藤原部会長、金子委員、松村委員（全員WEB会議システムによる出席）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の諮問に係る答申について
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、WEB会議システムによる開催及び会議の公開を確認した。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の諮問に係る答申について</p> <p>（事務局） 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）の改正に係る答申案並びに条文イメージについて説明（資料(1)、(2)及び(3)に基づき説明）</p> <p>（松村委員） 意見募集に対する回答は既に公表しているのか。</p> <p>（事務局） 今後公表する。この答申の公表自体がそれに該当する。</p> <p>（藤原部会長） 資料(1)の条文内容について意見はあるか。</p> <p>（松村委員） 実施機関の基本方針というのは、現条例には規定されていないが新条例では第何条に置くのか。</p> <p>（事務局） 第3条に置く。第1条に趣旨規定、第2条に定義規定を置き、その次に基本方針を置くことを想定している。</p> <p>（松村委員） 条文イメージで示された、基本方針の第2項の「努めるものとする」と書いてある言葉と、意見募集回答として書かれた資料(2)17ページ中段の「速やかな開示に努めるべき努力義務を定める」こととは、合致するのか。</p> <p>（事務局） 合致させているつもり。</p> <p>（松村委員） 「努めるものとする」というのは、この審査会では努力義務という解釈をしているということか。</p> <p>（事務局） そうであるが、17ページで「努力義務」という言葉を使わないよう答申案を修正する。</p>

- (藤原部会長) 他に意見はあるか。
- (松村委員) 参考程度に聞いてほしいがいくつかある。資料(2)、(3) 共通事項で「答申に当たって」のページだが、「手数料には言及しません」は、言及していないわけではないため「手数料は徴収しません」とすべき。
- (事務局) 修正する。
- (松村委員) 一番気になるのは、資料(2) 5 ページの手数料の徴収について、実費を残す選択肢もある中で、「法改正に伴い、手数料に改める必要がある」とすると間違いになるのではないかとということである。この説明を見ると、実費であっても徴収するものは手数料として法的に位置付けなければならないように改正された、と読める。この法律で、実費を取る仕組みを手数料に変えろと要求しているわけではないことははっきりしている。
- (事務局) 「法改正に伴い、徴収する金銭の性質を手数料に改めることとする」のように修正する。
- (松村委員) 資料(2) 6 ページの2の1行目は「現行の、電磁的記録を・・・仕組み」というように「現行の」を頭に出したほうが分かりやすい。
- (事務局) 修正する。
- (松村委員) 資料(2) 9 ページの1に「確認しなければ」とある。「見分」としたいが、用語が専門的か。
- (藤原部会長) ここは「見分」でも良いのではないか。
- (事務局) 他の答申の中では多用している言葉であり、この答申も市長宛の文書であるから、特に問題ないのではないか。
- (藤原部会長) 「見分」にする。
- (松村委員) 資料(2) 10 ページの枠囲みの3行目に、「適用することが適当」とある。正確には「適用」か「準用」か。
- (事務局) 特に何も言わなくても、81条機関である以上は横浜市行政不服審査条例（以下「行審条例」という。）が適用されるという認識で書いていた。
- (松村委員) 当然に適用されるのだったら条文はいらないのではないか。そうすると、「適用することが適当」という判断はいらないのではないか。どういうことなのか。
- (事務局) 特別な条例を定めない限りは、行審条例が当然に適用されるということ。行審条例の規定が「適用される」で結んでよいと思う。他ページの枠囲み内が「・・・することが適当である」のように言及して終わっているため、揃える意識が働いた。

(藤原部会長) これは本質上、異なる話ではないという前提である。本質上異なるときに読み替えるのが「準用」であり、個別にそのまま当てはめていいなら「適用」である。本件の場合、当該徴収という事項に鑑みて、行審条例をそのまま当てはめていいのだと言っている。それなら「適用」だということである。「規定が適用される」と改めるということで仮に決めておく。

(松村委員) 資料(2)13ページ「出資法人等」の「等」という中に何が入るのかであるが、横浜市の場合、指定管理者はどう取り扱うのか。

(事務局) 指定管理者は入らない。指定管理者の場合は、横浜市からの委託を受けてやっている業務であり、個々の協定で厳しく縛ることができる。出資法人の業務はその法人の判断での業務であり、本来的には縛れないが、横浜市からの出資を受けてやっているのだから、条例上一般的な義務を負わせようということ縛っている。出資法人の場合は横浜市と直接契約がある場合もあるが、ない場合もある。だから、指定管理者は個々の協定で縛り、出資法人は条例上の定めで縛る。

(松村委員) 資料(2)15ページの「現行保護条例の規定の改廃」とあるが、これは「廃止」ではないか。

(事務局) 「規定」の改廃である。なくなってしまう条文もあれば改正する条文もある。なお、保護条例は、全部改正という形をとるため、現行条例が廃止されるわけではない。

(松村委員) 確認だが、審査請求についても経過措置が必要であるということによいか、また、審査会委員の守秘義務規定は経過措置がいらぬということによいか。情報公開条例に守秘義務規定が置かれているが、ここも保護条例も変わらないということか。

(藤原部会長) ここは変わらないと思う。

(松村委員) 審査請求で判断しようとするときに、開示・非開示を判断する根拠条項がないと困るから経過措置が必要なのだろうなということで、確認した。

(事務局) 経過措置について、今考えている案では、「この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の行政文書の開示請求について適用し、同日前の行政文書の開示請求についてはなお従前の例による」というような条文を置くことを予定している。その時点で継続している審査請求も文書の開示請

	<p>求も全部旧ルールを適用する。</p> <p>(松村委員) 「審査請求について」という言葉は入らないのか。</p> <p>(事務局) 「審査請求」という言葉が直接条文に書かれる予定は今のところない。開示請求をベースにする。4月1日前に既に開示請求されているものは旧条例が適用される。そうなれば、当然、審査請求についても旧条例の問題になると思う。開示請求も審査請求もセットと考える。</p> <p>(藤原部会長) 情報公開条例のほうについてはいかがか。</p> <p>(松村委員) 資料(3)についてだが、6ページ「5 開示の実施方法について」の説明の3行目「スキャナにより読み取って電磁的記録を作成し」というときに、PDFの作成は入るのか、入らないのか。</p> <p>(事務局) 入っている。PDFも電磁的記録である。</p> <p>(松村委員) 説明文の2段落目と3段落目の関係がよく分からない。似たようなことが書いてある。</p> <p>(事務局) 3段落目は、1段落目と2段落目の話を合わせたものになる。スキャナで読み取る話と、それをEメール等のオンラインで交付する話のまとめのような部分。</p> <p>(松村委員) こだわらないが、少し意味が分かりにくい。</p> <p>(松村委員) 資料(3)7ページは、資料(2)の議論と同じ。「新保護法により、本人開示請求の場合の費用は手数料と位置付けられたので」というところを少し工夫してもらいたい。</p> <p>(事務局) 同様に修正する。</p> <p>(松村委員) 資料(3)11ページの説明の1段落目の最後の「適用する」というのも資料(2)の議論と同じ。以上である。</p> <p>(藤原部会長) その他に何か意見はあるか。</p> <p>(委員) 意見なし</p> <p>(藤原部会長) 本件について、答申案は説明や文言の若干の修正があったが、本質的なところはほとんど変わらないため、承認してよろしいか。</p> <p>(委員) よろしい。</p> <p>(藤原部会長) では、本件については一部修正の上で、事務局に書き取ってもらった案によって答申をする。今日の議論の修正の確認は私に一任でよろしいか。</p> <p>(委員) よろしい。</p> <p>(藤原部会長) 私から市長に提出する。</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について 答申案</p>

	(2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正について 答申案 (3) 【経過報告】 条文イメージ 2 特記事項 次回開催日時 未定
--	--

本議事録を承認します。

令和4年10月12日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 藤原 静雄

委 員 金子 正史

委 員 松村 雅生